

はじめに

厚生労働省では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の子育て支援対策が進んでいる企業の認定制度（くるみんマーク）を設け、企業の取組を推進しています。

働く方々が、充実した職業生活を送るためには、仕事と家庭、特に子育てとの両立ができるということが、非常に重要なものとなります。特に、子どもが生まれた従業員が会社を辞めずに働き続けることができるということは、中長期的にみれば企業にとっても大きなメリットです。

また、平成25年6月に閣議決定された、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においても、「出産・子育て等による離職を減少させる」などにより女性が「活躍できるようにすることは、成長戦略の中核」とされています。

今般、県内における医療・福祉業の認定企業が10社となったこと、医療・福祉業界では人材不足が問題となっている中で、従業員の子育てに対するサポートは優秀な人材の確保に効果的であることから、この「従業員の子育てサポート企業（くるみん）取組事例集～医療・福祉編～」を作成しました。

本事例集では、子育て支援に取り組んだきっかけや、取組の効果、育児休業取得者の業務のフォロー体制、男性の育児休業促進策、育児・介護休業制度の概要、働き方の見直し（年次有給休暇の促進や、所定外労働の削減）等について、企業ごとに取りまとめ、わかりやすく紹介しています。

この事例集が、医療・福祉業界における人材確保の一助となり、各企業の皆様が子育て支援に取り組むきっかけとなれば幸いです。

平成26年1月

厚生労働省群馬労働局長 小玉 剛